

YEG モール出店規約

第1条(総則)

1 本規約は、株式会社バースビジョン(以下「甲」という)が運営・提供し、日本商工会議所青年部(以下「日本YEG」という)が公認しているショッピングモールサービス「YEGモール」(以下「本モール」という)への出店に関し、甲と出店申込者(以下「乙」という)との間の契約(以下「本契約」という)について定めるものとする。ただし、運営や仕様については、甲と日本YEGが協力して行うものとする。

2 乙は、本規約に従って本モールを利用するものとする。

第2条(出店資格)

1. 乙は、以下の条件を備えていることを必須とする。

- (1)各地商工会議所の会員であること
- (2)商工会議所青年部(以下「単会」という)の現役会員又はOB会員であること
- (3)各単会が日本YEGの会員であること
- (4)各単会または各会員が日本YEGに会員情報DBの提出をしていること

第3条(出店申込)

1 乙は、本モールにおいて物品の販売を行うこと(以下「出店」という)を希望する場合、甲指定の申請書兼契約書に必要事項を事実と反することなく記載し、必要書類を添えて甲に申し込むものとする。

2 乙は、本規約の内容を承諾しているものとする。

3 甲が出店申込を承諾した時に、本規約に基づくモールの利用規約が甲と乙の間で成立するものとする。

4 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、出店申込を承諾しないことがある。出店成立後であった場合でも甲はその承認を取り消す事がある。商品が取り消された場合でも、乙は本モールの利用により発生した支払い義務などの本規約上の履行責任を免れないものとする。

- (1)出店商品が不相当と判断される場合
- (2)第2条第1項の条件を備えていない場合
- (3)その他、甲が不相当と判断する相応の理由がある場合

第4条(届出事項)

1 乙が第3条の出店申込の際に届け出た内容に変更が生じた場合、乙は遅延なくその旨を届けるものとする。

2 前項の届出を怠った結果、乙が不利益を被ったとしても甲は一切その責任を負わないものとする。また、甲からの通知等が不到達となっても、通常到達する時期に乙に到達したものとする。

3 甲は、変更内容を審査し、本モールの利用を一時的に停止、又は、契約を解除することがある。

第5条(審査)

- 1 乙は、審査方法を甲に一任するものとし、審査により本モールへの出店が認められない場合、又は利用中において契約が解約となった場合でも不服を申し立てないものとし、審査方法及び理由については言及しないものとする。
- 2 審査において、乙が出店申込時に提出した書類以外に、追加情報、資料及び書類等が必要となった場合、乙は甲に当該情報、資料及び書類をすみやかに提供するものとする。

第6条(情報提供)

- 1 甲は乙に対して運用に必要な情報の提供を求める事ができるものとし、乙はこれに応じるものとする。
- 2 甲が得た乙の情報は、本モールを運営する目的についてのみ利用するものとし、下記の場合を除いて第三者に提供しないものとする。
 - (1) 乙の同意が得られた場合
 - (2) 法令による開示が求められた場合
 - (3) 乙に対し本規約に基づく義務の履行を請求する場合
 - (4) その他、本モールの運用上、相当の必要性がある場合

第7条(通信設備等)

- 1 乙は、自己の責任において本モールを利用する為に必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他の設備を保有し管理するものとする。
- 2 乙が本モールを利用するのにかかる通信回線などの利用料は乙が負担するものとする。

第8条(権利の譲渡等)

乙は、本モールに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差し入れその他の形態を問わず処分することはできないものとする。

第9条(管理画面の開設)

甲は、乙に対し、第3条第1項の出店申込を承諾した場合、乙からの入金確認後に、管理画面にアクセスするために必要となるIDとパスワードを発行するものとする。

第10条(パスワード)

- 1 本モールを利用するには、乙は甲が配布したIDとパスワードを使用するものとする。
- 2 メールアドレスは実際にメールの受け取りが可能なメールアドレスを使用するものとする。また、フリーメールの使用は原則禁止する。
- 3 本モールを利用するのに必要なパスワードは、乙自身が自己の責任において管理するものとする。

4 乙は他者によるパスワードの盗用を防ぐため、乙自身はその管理に努め、甲は一切の責任を負わないものとする。

5 パスワードを失念した場合、乙は事前に届け出たメールアドレスを利用して甲に電子メールを送信し、甲は、パスワードを再発行することで対処するものとする。甲では、成り済ましなどによる漏洩防止のため FAX や電話などでの問合せは一切受け付けないものとする。

6 ログインの為のパスワードを外部に知られた恐れのある場合は、乙は、直ちに事前に届け出たメールアドレスを利用して、甲に電子メールを送信するとともに、甲の指示に従うものとする。甲では、成り済ましなどによる漏洩防止のため FAX や電話などでの問合せは一切受け付けないものとする。

第11条(契約期間)

1 契約期間は、新規出店時のみ甲による本契約承認日より翌年3月末日までとする。

その後は、4月1日～翌年3月末日までの1年間とし、期間満了の1カ月前までに甲乙のいずれかが、解約の意思を表明しない限り同一条件にて継続するものとする。

2 乙がOB会員へ移行した場合は、第14条に定める通り、月額出店料を支払うものとする。

3 乙が、YEGまたはOB会を退会した場合は、本契約を取り消すこととする。

第12条(出店初期費用)

乙は、甲に対し、出店初期費用として以下に定める金額を甲の定める期日までに甲の定める方法によって支払うものとし、いかなる場合も返金しないものとする。

1 セルフプラン

初期登録費用:36,750円(税込)

店舗登録、特定商取引法登録、配送設定、メール設定、定休日登録、オプション設定、商品登録等、本モールの利用に関わる全ての設定を乙が行うものとする。

2 サポートプラン

初期登録費用:111,100円(税込)

店舗登録、特定商取引法登録、配送設定、メール設定、定休日登録、オプション設定、商品登録等、本モールの利用に関わる初期設定を甲および甲の認める業者(以下「代理店」という)が行うものとする。ただし、商品の写真は乙が用意するものとする。利用開始後の設定変更、商品の追加・削除は乙自身が行うものとする。

第13条(月々サポートパック)

乙自身で、モール運営を行うことが難しい場合は、月々サポートパックを契約の上、甲または代理店が運営のサポートをするものとする。月額利用料は、15,750円(税込)とし、主に設定の変更、商品の追加・削除を行い、商品の写真は乙が用意するものとする。商品数は、100を限度とし、大量出品する場合は、別途甲に相談することとする。

第14条(月額出店料)

乙が、OB会員の場合は、甲に対し、月額出店料として以下に定める金額を甲の定める期日まで甲の定める方法によって支払うものとする。本モールの月額出店料は以下の通りとする。年度更新により、現役からOBに移行後、継続して出店する場合は、乙は、6分より月額出店料を支払うものとする。

現役会員 0円(税込)

OB会員 5,250円(税込)

第15条(システム利用料)

1 システム利用料は、商品の売上額(送料を除いた税込金額)の10%とする。

2 甲は、乙の売上額よりシステム利用料を差し引いた金額を乙の指定する口座に送金するものとする。送金サイクルは、商品の発送日を基準日として、15日締め翌月10日支払い、月末締め翌月25日支払いとする。但し、送金に際しての振込手数料は甲の全額負担とし、1回の送金額が20,000円未満(税込)の場合は、次回振込日まで繰越すものとする。最大で3か月(6回)までの繰り越しとする。20,000円以上(税込)の売上に達した場合は、月2回の振込みを行うこととする。

第16条(決済方法)

甲は、ペリトランス社と契約し、決済代行サービスを利用することとする。

第17条(注文方法・支払方法・支払期限・消費税率・課税規則)

下記の通り、本モールで統一の設定とし、乙はそれに従うものとする。

- 1 注文方法: ホームページからの注文のみとする
- 2 支払方法: クレジットカード払い・銀行決済・コンビニ払い
- 3 支払期限: 商品購入後、1週間以内
- 4 消費税率: 5%(改定があった場合は、甲にて最新の設定を行うものとする)
- 5 課税規則: 四捨五入

第18条(注文の取り消し・キャンセル、商品の返品・交換)

乙は、注文の取り消し、返品が行われた場合、またはその他の事情により取引が不成立となった場合、速やかに注文の取り消し処理、キャンセル処理を適切に行うこととする。

顧客への返金が必要な場合は、乙は、必ず事前に届け出たメールアドレスを利用して甲に電子メールを送信し、連絡を受けた甲は、内容を確認し顧客への返金処理を行うものとする。

第19条(出品の制限)

- 1 基本的に法律に違反する又は違反する恐れのある商品は、販売できない。

以下の商品においては、出店を制限することとする。

- (1) 食品：許可が必要な物品については、許可のある業者に限り販売を許可する。
- (2) 中古品：許可のある業者に限り販売を許可する。
- (3) ペット・生き物：本モールでの販売は禁止する。
- (4) 医薬品：本モールでの販売を禁止する。
- (5) 酒類：許可のある業者に限り販売を許可する。
- (6) 化粧品：自作の場合、許可のある業者に限り販売を許可する。
- (7) 輸入商品：自社または卸業者から仕入れて販売する場合は可。個人輸入（関税等が関係する）になる場合は不可とする。
- (8) アダルト商品：R-18商品（本、DVD、PCゲームなどを含む）アダルトグッズについては本モールでの販売を禁止する。服飾・装飾・下着類についても過度な露出のある商品については、アダルトグッズとする場合がある。

2 甲が登録商品の販売を不適当と判断する場合、乙に商品登録の取り消しを指示することとする。

第20条（出品の禁止）

1 乙は、以下の商品をショップで販売できないものとする。

- (1) 犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (2) 生命・健康・財産・プライバシーその他の権利を侵害する恐れのあるもの
- (3) 猥褻物など公序良俗に反するもの
- (4) 未許可による第三者の保有する著作権・商標権などの知的財産権を侵害する恐れのあるもの
- (5) その他甲が別途指定するもの

第21条（取引）

- 1 乙が販売する商品の売買契約は、利用者からの注文を乙が確認した時点で成立するものとする。
- 2 乙は毎日少なくとも1回は管理画面へのアクセスまたは登録したメールの確認をし、利用者からの注文内容・問合せ等を確認するものとする。
- 3 乙は、商品の注文受付後速やかに、入金を確認し利用者の指定した送付先に商品を発送するものとする。発送後は、必ず、利用者に発送完了メールを送信することとする。
- 4 乙は、利用者との間に商品の瑕疵、数量不足、品違い、配達遅延、運搬中の破損、汚損などによる紛争が発生した場合、甲に報告するとともに、誠意をもって交渉し早期円満な解決に努め、甲に対しいかなる責任をも負担させないものとする。

第22条（責任）

- 1 乙は、ショップでの販売事業を乙自身の責任にて遂行するものとし、甲はその行為についていかなる責任も負わないものとする。

- 2 乙は、本モールの利用にあたり、甲所定の手順およびセキュリティ手段を遵守し履行するものとする。
- 3 乙は、販売事業を遂行するにあたり、日本国憲法の関連法規を遵守するものとする。
- 4 乙は、本モールを通して入手した個人情報の取り扱いについては経済産業省の定める「個人情報の保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」やその他の商習慣に従うものとする。
- 5 乙は、本モールの利用にあたり、以下の行為をしないものとする。
 - (1)他人の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
 - (2)猥褻・虚偽事実の流布など公序良俗または法令に違反する行為
 - (3)他人を誹謗中傷、または他人に迷惑・不利益などを与える行為
 - (4)他人のパスワードなどを不正に利用、または他者に使用させる行為
 - (5)本規約上の権利を第三者に譲渡・貸与・または担保提供するなどの行為
 - (6)本モールの運営を妨害する行為
 - (7)その他、甲が不相当と判断する行為

第23条(顧客情報)

甲は、利用者の実在性、本人同一性、信頼性、支払い能力等について、乙に対し保証するものではなく、いかなる責任を負わないこととする。利用者に対する購入意思の確認等、乙の判断と責任にてこれを行うものとする。

第24条(知的所有権)

- 1 本モールで提供される情報に関する著作権、著作人格権ならびそれに含まれる知的所有権は、甲または甲の指定する者に帰属するものとする。乙は、甲の書面による事前許可を得ることなく、営利目的の有無を問わず本モールで提供される情報について、その複製、改変、編集、頒布などの行為を一切しないものとする。
- 2 乙は、前項の提供物を以下の通りに扱うものとする。
 - (1)ショップでの販売のためのみに使用すること
 - (2)営利目的の有無によらず、第三者への貸与・譲渡・担保設定などしないこと
 - (3)甲または甲が指定する者が表示した著作権表示を削除しないこと
- 3 本条の規定は、本モールの利用契約終了後も効力を有するものとする。

第25条(守秘義務)

- 1 甲は、本モールの提供により知り得た乙の業務上の秘密を本モールの提供のためだけに使用するものとし、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとする。
- 2 乙は、本モールの提供により知り得た甲の業務上の秘密を本モールの提供のためだけに使用するものとし、第三者に対し提供しないものとする。
- 3 以下の情報は前二項の秘密には該当しないものとする。

- (1) 公知の事実
- (2) 相手方に開示を受ける以前より保有していた情報
- (3) 本モールに依存せずに得られた情報

4 本条の規定は、本モールの利用契約終了後にも効力を有するものとする。

第26条(乙へのお知らせ)

- 1 乙に対する通知は、甲の判断により、以下のいずれかの方法で行うものとする。
 - (1) 基本的に、本モール上の「お知らせ」その他の画面に掲載して行うこととする。この場合掲載された時点にて乙に対し通知が完了したものとみなす
 - (2) 乙が出店申込の際、またはその後甲に届け出た電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して行う。この場合、乙の電子メールアドレスを管理するサーバにメールが到達した時点にて通知が完了したものとみなす。
 - (3) その他、甲が適切と判断する方法にて通知を行う。この場合、甲が指定した時をもって通知が完了したものとみなす。
- 2 本規約、または関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項(1)または(2)の手続きにより書面に代える事が出来ることとする。

第27条(本モール提供の変更、一時停止、終了)

- 1 甲は、次のいずれかの事由により、乙に対し事前、もしくは緊急の場合事後に通知し、本モールの全部、もしくは一部の提供を変更、一時停止または終了できるものとする。
 - (1) 本モールを維持するための保守点検などの作業を定期的、もしくは緊急に行う場合
 - (2) 本モールを提供するシステムに故障などが発生した場合
 - (3) 停電、火災、地震、疫病その他不可抗力により本モールの提供が困難となった場合
 - (4) その他、本モールの運用または技術上の相当な理由がある場合
- 2 甲は、乙に対し1カ月以上前に通知し、本モールの全部、または一部を終了できるものとする。
- 3 前二項により本モールが変更、一時停止、または終了する場合、甲は乙に対しいかなる責任も負わないものとする。

第28条(本規約の改定)

甲は事前の通知なく、本規約を任意に改定できるものとし、乙は本規約が改定された場合には改定後の規約に従うものとする。

第29条(損害賠償)

- 1 乙が本規約に違反し又は不正行為により甲に対し損害を与えた場合、甲は乙に対し損害賠償ができるものとする。

2 乙が本モールの利用により利用者を含む第三者に損害を与えた場合、乙は自己責任にてこれを解決し、甲に対しいかなる責任も負担させないものとする。

第30条(協議事項)

本規約に記載のない事項については、甲と乙との協議によって定めることとする。

第31条(紛争の解決)

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、出来る限り円満に解決するものとする。
- 2 本規約に関する準拠法は、日本国憲法によるものとする。
- 3 本規約に関する紛争は高知地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

2012年10月10日制定